

## 波佐見町告示第5号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき、一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等について次のとおり告示する。

令和4年1月27日

波佐見町長 一瀬 政太

### 1 競争入札に付する事項

波佐見町消防用設備点検業務

### 2 競争入札に参加することができない者

次の各号のいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。

- (1) 令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として町長が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申立てがなされている者
- (5) 入札日の6か月前から入札日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者
- (6) この告示の日から入札の期日までの間において、波佐見町の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止又は指名停止処分を受けている者
- (7) この告示の日から入札の期日までの間において、波佐見町が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者
- (8) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (9) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- (10) 法人税、消費税及び地方消費税、都道府県税、市区町村税を滞納している者

### 3 競争入札参加者の資格及びその審査

- (1) 2の(1)から(10)までに該当する者は、1の入札に係る競争入札参加資格審査申請をすることができない。
- (2) 競争入札参加者の資格は、令第167条の5第1項及び第167条の5の2に定める要件に基づき、(3)に掲げる事項について審査し、決定する。
- (3) 審査事項
  - ア 年間売上高
  - イ 営業年数
  - ウ 従業員数
  - エ 財務比率（純利益、固定長期適合率及び流動比率）

### 4 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

#### (1) 申請の時期

この告示の日から、令和4年2月21日（月）までの間（町の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

#### (2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から町のホームページにより入手することができる。

#### (3) 申請書の提出方法

入札に参加しようとする者は競争入札参加資格審査申請書に次の書類を添え、(5)に掲げる場所に持参又は郵送（期限内必着）し、提出すること。

ア 誓約書

イ 法人にあつては登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

ウ 個人にあつては、本籍地の市町村長が発行する身元（分）証明書及び住所地の市町村長が発行する住民票並びに法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明

書

エ 法人税、消費税及び地方消費税、都道府県税、市区町村税に関し未納がないことを証する証明書

オ 印鑑届（様式第2号）

カ 口座振替申込書（様式第3号）

キ その他入札参加条件を満たすことを証する書類

※ イ、ウ、エは写し可とするが、参加資格申請日より3月以内に発行されたものに限る。

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の提出場所及び申請に関する問合せ先

（住所）〒859-3791 東彼杵郡波佐見町宿郷660番地

（名称）波佐見町企画財政課（財政管財班）

（電話）0956-85-8400（直通）

（mail）zaisei@town.hasami.lg.jp

5 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第6号）により通知（電子メール）する。

6 資格の有効範囲

この告示に基づき取得した競争入札参加資格については、当該告示に係る競争入札についてのみ有効とする。

7 資格審査申請事項の変更

入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届（様式第7号）を提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 所在地
- (3) 代表者
- (4) 資本金
- (5) 使用印鑑
- (6) 委任事項
- (7) 金融機関取引口座
- (8) 電話番号
- (9) メールアドレス

8 資格の取消し等

- (1) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(1)又は(7)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。
- (2) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。
- (3) 競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。